

平成 22 年（本年）4 月 1 日から、これまで各健康福祉センターで行っていた

下記業務について、県庁介護指導課（西館 5 階）で行います。

1 窓口が変更となる主な業務

- ・ 介護サービス事業者の新規指定（許可）、指定（許可）更新の申請
- ・ 介護サービス事業者の変更等の届出
- ・ 介護報酬の各種加算の届出
- ・ 業務管理体制に係る届出
- ・ 有料老人ホームの設置の届出、変更の届出 など

2 指定申請・指導・相談窓口

〒420-8601

静岡市葵区追手町 9 番 6 号

静岡県健康福祉部長寿政策局介護指導課

メールアドレス kaigoshidou@pref.shizuoka.lg.jp

所管する市町 ※（ ）内はこれまで、届出・相談窓口となっていた健康福祉センター	担当	電話番号
下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、 松崎町、西伊豆町 （賀茂健康福祉センター管内）	指導第 1 班	054-221-3243 2965 2979
熱海市、伊東市 （熱海健康福祉センター管内）		
沼津市、三島市、裾野市、伊豆市、 伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町 （東部健康福祉センター管内）		
御殿場市、小山町 （御殿場健康福祉センター管内）		
富士宮市、富士市 （富士健康福祉センター管内）		
静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、 牧之原市、吉田町、川根本町 （中部健康福祉センター管内）	指導第 2 班	054-221-3256 2529 2531 2409
浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、 湖西市、御前崎市、菊川市、森町 （西部健康福祉センター管内）	指導第 3 班	054-221-2084 3282 2314 2409